

## むつ市議会第186回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成17年12月16日(金曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 第1 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1) 26番 東谷正司 議員
- (2) 44番 目時睦男 議員
- (3) 27番 佐々木隆徳 議員
- (4) 6番 村中徹也 議員

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（55人）

1番	濱	田	栄	子	2番	堺		孝	悦
3番	川	端	一	義	4番	杉	浦		洋
5番	白	井	二	郎	6番	村	中	徹	也
7番	川	下	八十	美	8番	小	林		正
9番	菊	池	一	郎	10番	新	谷		功
11番	高	田	正	俊	12番	村	川	壽	司
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄
15番	石	田	勝	弘	16番	富	岡	幸	夫
17番	杉	浦	守	彦	18番	柴	田	峯	生
19番	山	本	留	義	20番	久保	田	昌	司
21番	横	垣	成	年	22番	工	藤	孝	夫
23番	大	澤	敬	作	25番	東	谷	良	久
26番	東	谷	正	司	27番	佐々	木	隆	徳
29番	竹	本		強	31番	坂	井	一	利
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
35番	赤	松		功	36番	田	澤	光	雄
37番	徳			誠	38番	佐々	木		肇
40番	菊	池	広	志	42番	佐	藤		司
43番	千	賀	武	由	44番	目	時	睦	男
45番	田	高	利	美	46番	澤	田	博	文
47番	菊	池		清	48番	柏	谷		均
49番	工	藤	清四	郎	51番	服	部	清三	郎
52番	池	田	正	利	54番	慶	長	徳	造
56番	牛	滝	春	夫	57番	本	間	千佳	子
58番	半	田	義	秋	59番	坪	田	智十	司
60番	斉	藤	孝	昭	61番	中	村	正	志
62番	富	岡		修	63番	川	端	澄	男
64番	宮	下	順一	郎					

欠席議員（8人）

24番	松	野	裕	而	28番	立	石	政	男
30番	千	船		司	34番	飛	内	賢	司
39番	鎌	田	ちよ	子	41番	野	呂	泰	喜
53番	杉	本	清	記	55番	工	藤	直	義

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育委員会 委員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	企業者 営理	杉山	重一
代表委員 監査委員	菊池	十田夫	選挙管理委員会 事務代理	佐々木	鉄郎
農委員会 委員	立花	順一	農委員会 職員	坂本	正一
総務部長	齋藤	純	企画部長	渡邊	悟
民生部長	高橋	勉	保健福祉部	名久井	耕一
経済部長	森	正剛	建設部長	藤井	幸男
教育部長	宮下	孝信	教委事務 員	新谷	加水
公企業局 営理	新谷	博仁	監査委員 局長	小川	照久
総務課 副総務	佐藤	節雄	企画部長	工藤	武勝
選挙管理委員会 事務局長	大芦	清重	農委員会 事務局	西山	肇
企画課 部長	奥島	慎一	企画課 部長	下山	益雄
川庁舎 内所長	佐藤	吉男	脇野所 長	千船	藤四郎
総務課 部長佐	濱田	賢一	総務政 務	澁田	剛

事務局職員出席者

事務局長	藤田	修	次長	小島	昭夫
主幹	柳田	諭	庶務係長	古川	俊子
庶務係 主任	濱村	勝義	調査係 主任	青山	諭
庶務係 主任	赤石	奈穂子	議事係 主任	葛西	信弘

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(宮下順一郎) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は48人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長(宮下順一郎) 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長(宮下順一郎) 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## 日程第1 一般質問

○議長(宮下順一郎) 日程第1 一般質問を行います。

今日は、東谷正司議員、目時睦男議員、佐々木隆徳議員、村中徹也議員の一般質問を行います。

## 東谷正司議員

○議長(宮下順一郎) まず、東谷正司議員の登壇を求めます。26番東谷正司議員。

(26番 東谷正司議員登壇)

○26番(東谷正司) 一般質問をする前に、去る13日に死去されました毛馬内議員に対し、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

むつ市議会第186回定例会に、次の4点について質問をいたします。1、市行政について、2、土砂災害復旧について、3、災害時迂回路について、4、防災対策推進地域案についてであります。

議会の経験が浅く、至らぬ点があると思いますが、ご理解をしていただきたいと思います。

まず、第1点の市行政についてお伺いいたします。10月2日、むつ市長選において、市民の圧倒的な支持により6期目の当選を果たされました。市民が行政経験の豊富な杉山市長に合併後の新市の基盤づくりを期待をしたからだと思います。そこで、今後の市政全般の方針を伺う予定でありましたが、先輩議員の方々が各方面から質問され、市長からも前向きなご答弁がなされましたので、私は水産業について、1点だけ質問させていただきます。

新聞の1面で青森県の水産業について、八戸漁連の熊谷組合長は、次のように述べています。「本県の水産業は、1985年には1,107億円の生産高があったが、現在では573億円に半減した。20年前に2万人いた漁業者も1万1,000人に減っている。ホタテ養殖は、20年で100億円産業に成長した。北洋漁業は、200海里海域設定で大打撃を受け、今後の見通しは暗い。今後の青森県の水産業は、養殖と流通改善で活路を見出すほかはない」と述べています。全くそのとおりであります。我々下北半島は、四方が海に囲まれ、昔から海からの恵みももらって暮らしてきたと言っても過言ではありません。基幹産業でもある水産業を漁業者と漁業協同組合等の連携を図り、水産業の活性化にもっと積極的に取り組んで、この下北に一人でも多くの若者が定住できるように施策を講じていくべきと考えますが、市長の考えを伺います。

2点目の土砂災害復旧についてお伺いいたします。先般の臨時会で柴田議員も質疑されましたが、敏速な災害復旧作業によって通行が可能となり、地域住民も安堵しております。本当にありがとうございました。そこで、今後の災害復旧の見通しについて、特に国道338号、通称七曲の路肩崩落3カ所、県道九艘泊脇野沢線蛸田地区の土砂崩れ

の復旧の見通しをお伺いいたします。

3点目の災害時の避難路あるいは迂回路について伺います。9月18日夜の集中豪雨により各地域に被害がありました。特に川内、脇野沢地区の被害が多かったと思います。当日脇野沢方面に向かっていた車は、桧川の部落を出ると、土砂崩れのため通行できずに、川内から海峡ラインを経由してようやく帰ったと聞いています。当時は、桧川宿野部間で土砂崩れ、宿野部 蛸崎間、通称長浜では、沢からの濁流で通行が不能になっており、両地域が孤立の状態であったと思います。幸いに救急患者等がなくて済みましたが、あの時間帯に救急患者が発生していたらどのようになっていたでしょうか。このたびの災害で沿岸1路線の弱点を痛感いたしました。脇野沢の九艘泊地区も、九艘泊から源藤城線が通行できたので、部落の孤立が免れたと言っても過言ではありません。今後もこのような被害が発生すると思われまます。災害時の避難路あるいは迂回路の確保の検討が必要と思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

4点目の防災対策推進地域案についてお伺いいたします。先日の新聞報道で政府の中央防災会議の専門調査会では、大地震に備え、防災対策が必要な推進地域を指定し、県内17市町村が指定され、むつ市も指定地域となっているようですが、計画案の内容と対応をお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 東谷正司議員のご質問にお答えいたします。

さきの市長選挙におきまして、私が信任を得ましたのは、市民の皆様が私に新しい市の基盤づくりを期待したからだと評価をしていただきましたが、大変高い評価をいただきまして、改めて責任の重さをひしひしと感じているところであります。私の市政運営に関しては、合併後初の臨時会

において、施政方針という形でその基本的な考え方を示したところではありますが、その考え方はいささかも変わっておりません。

これからの進め方としては、さきにご質問いただいた東議員にお答え申し上げましたように、ここ四、五年は財政の健全化に施策のウエートを置いて、後の世代に負担を残さないようにすること、そしてその後については海洋科学研究拠点都市に向けてのまちづくりの具体化という方向を思い描いているところであります。財政の健全化にウエートを置くといいますが、やみくもに歳出を削減するということではなく、大畑の消防庁舎や川内の病院改築事業など、合併協議会で申し送りされている事業などは当然実施しなければなりませんし、また脇野沢の離島航路の問題等、地区住民が挙げて存続を願っている案件については適切に対処していかなければなりません。したがって、財政再建期間中は、合併協議会で申し送りされた事業や9月定例会でご承認いただきました過疎計画に基づく事業が主な実施事業になると思っております。町が今よりよくなるのだという思いで合併をしたのだと多くの方々が思っておられると思いますし、それはまた当然のことではありますが、これまで再三答弁申し上げてきましたように、社会の仕組みの大きな変革期の中で、すぐに明るい展望を示しがたい環境に置かれているという事情もご理解賜りたいと思う次第でございます。

東谷正司議員は、特に養殖と流通改善という点を強調されて、これからの市政運営の大きな柱にしたいとのご意見のようであります。現在養殖事業は、市内各地でそれぞれ特色のある事業が展開されております。脇野沢では、ヒラメ、ウニ、クロソイ、マダイ、ホタテ、マダラ人工ふ化、大畑では海峡サーモンという名前と呼ばれております。マス、養殖、関根では昆布、ヒラメ、川内はホ

タテ、ナマコ。このうち特に川内のナマコなどは、加工技術の改善が取り入れられたということで、非常に販路が広がっているという状況にあります。それぞれの地で養殖に力を入れてきたものについては、同時に流通についても十分な配慮をしていくように漁協その他の関係団体と十二分な相談をし、販路を広げるように努力をいたしていかなければならないと考えるところであります。

次に、土砂災害復旧についてのご質問にお答えいたします。脇野沢地区における今後の災害復旧の見通しについてのご質問であります。去る9月18日の大雨災害により脇野沢地区における国道338号松ヶ崎地区、通称七曲の崩落箇所3カ所及び県道九艘泊脇野沢線の蛸田地区の崩落箇所2カ所につきましては、いずれも県が所管する道路でありますことから、むつ県土整備事務所にお聞きしたところ、国の補助を受け、復旧を予定しており、これは去る13日、すべて採択されております。採択されましたので、今後は国の予算措置等を待って事業実施されることとなります。事業完了までは、多少の期間を要すると思われまので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、災害時の迂回路の検討についてのご質問であります。国道338号の蛸崎地区長浜及び小沢地区口広等につきましては、今までも集中豪雨によりたびたび道路が冠水し、通行不能となっていることは承知いたしております。市では、道路管理者であります県に対し、国道338号の改良について要望してきておりますが、財政的な問題もあり、ここ数年の間にすべてを実施することはなかなか難しい状況のようであります。将来的な災害時の迂回路を検討することは必要なことと考えますが、実施となりますと多額の予算と時間を要することになります。むしろ実現性の高い方法として、冠水しやすい箇所には大型の横断暗渠等の設置あるいは既設護岸の排水方法を工夫するなど

が考えられます。今後は、そのような方向で要望し、実現を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、防災対策推進地域案についてのご質問であります。去る11月16日に政府の中央防災会議の専門調査会は、北海道から東北の太平洋側で起きる可能性のあるマグニチュード8クラスの大規模地震に備え、防災対策が必要な「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に福島県以北の1道4県107市町村を指定する案を発表しております。青森県からは、当市を初めとして八戸市、三沢市ほか14町村が該当しております。推進地域の指定基準は、震度6弱以上となる地域、3メートル以上の大津波または満潮時に陸上の浸水深さ2メートル以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域となっております。推進地域の指定は、今月末か年明け早々になると思われまますが、推進地域の指定があったときに必要となる当市の事務作業は、避難地、避難道路、消防用施設、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等について定めた「推進計画」の策定であります。また、不特定多数の者が出入りする施設や危険物取扱施設等の民間事業所は、「対策計画」を策定することになります。

以上が防災対策の作業となります。

○議長（宮下順一郎） 26番。

○26番（東谷正司） 市長の前向きなご答弁、まことにありがとうございました。

水産業について、1点に絞って質問したわけですが、今後も水産業の活性化では、所得を上げて安定した生活ができるように希望いたしまして、次の件に移りたいと思います。

2番目の土砂災害復旧について。国の方とこれから折衝という段階だそうですが、あの道路は、特に保育園児、それから小・中学校生の

通学路線でもありますので、一日も早い復旧を要望いたします。

3点目の災害時迂回路についてでありますけれども、市長、国道338号は西通りにとってはもう生活路線であります。この路線が通行不能になりますと、あらゆる面に影響があります。川内までは立派な農道があって迂回路をすぐ利用できるわけでございますけれども、特に長浜は少し雨が降ると、いつも護岸の間が冠水となって、バンパギリギリまで冠水というのがしょっちゅうなわけでございます。何とかあの区間をもう一回災害時の点検、検査をして、この西通りの道路を絶対とめないのだという計画をひとつ強く要望したいと思っております。

4点目の防災対策推進地域案についてでございますけれども、詳しい内容の説明をしていただきましてまことにありがとうございました。我々の下北においては、たしか昭和43年に十勝沖地震でむつ市役所が被害を受けた、私の記憶では、それから余り地震の被害がないわけであります。住民の地震に対する被害の対応といえますか、そういうものが薄れつつあるように思われてならないわけであります。やはり自治体の地震対策は、被害時に備えて必要と思っております。ぜひ対策案を一日も早く作成することを希望して質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、東谷正司議員の質問を終わります。

10時35分まで暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

目時睦男議員

○議長（宮下順一郎） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。44番目時睦男議員。

（44番 目時睦男議員登壇）

○44番（目時睦男） 大畑クラブの目時睦男でございます。むつ市議会第186回定例会に当たり一般質問をさせていただきますが、質問に先立ち、今議会開会中も元気にご活躍していた毛馬内光雄議員が12月10日未明に急な病に倒れ、わずか4日間の入院で12月13日にご逝去されましたことに、思いもしない急な出来事だっただけに、ご遺族のご心痛は察するに思い余るものがあります。卓越した知識と経験、先見性ある的確な判断力を買われ、教育民生常任委員長と我が大畑クラブ会派代表として今後のご活躍を大いに期待されていただけに、ただただ残念でなりません。特に毛馬内光雄議員は、大畑診療所の医療の充実に強い思いを抱いていただけに、志半ばの悲報に私どもは毛馬内光雄議員の思いを成就すべく努力することをお誓い申し上げますとともに、今はただ故人のご冥福をお祈りするばかりであります。

それでは、質問に入らせていただきます。市長並びに理事者の前向きで具体的な誠意ある回答をお願いいたします。

最初に、今後の市政執行に当たる杉山市長の基本姿勢についてお伺いいたします。今議会における昨日までの質問内容と重複する点があるかと思いますが、できるだけ別の角度からの質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

3月14日、1市2町1村で合併した新むつ市誕生から、はや9カ月を経過いたしました。この間、合併後初の3月に開催されたむつ市議会第137回臨時会における杉山市長の施政方針の中で、地域社会は、「歴史と文化と伝統」さらには「自然環境と生態系」そして「その時々暮らし」が相互に関係を保ちながら、なおかつ時代とともに変化しつつ成り立ってきており、それぞれ異なっ

た顔を持つ地域社会が一緒になって新しい地域社会を形成し、次の世代に引き継いでいくためには、お互いの地域社会の成り立ちとそれによって培われた精神風土を理解する努力が必要であり、「理解と協調」をキーワードとして市政運営に当たると表明しております。その後10月2日施行された合併後初の市長選挙において、新市民から選良され、新むつ市のかじ取り役として務めています。財政再建を初め諸課題が山積する中、その前途は多難であると認識しており、住みよいまちづくりに一層尽力されることを期待するものでありますし、市政執行に当たって「公平、公正」な運営を基本に事に当たっていただけるものと思います。今後4年間、新生むつ市のトップとしての杉山市長は、市政執行に当たりどのような基本姿勢で臨むお考えか、ご所見をお伺いいたします。

次に、森林、林業、木材製造業の振興対策についてお伺いいたします。下北半島は、四面海に囲まれ、豊富な漁業資源に恵まれているとともに、総土地面積の84%が森林で占められ、県内でも最も森林率の高い地域となっています。新むつ市もその中であって、森林面積は国有林5万9,234ヘクタール、民有林1万4,946ヘクタールで、総面積の86%が森林で占められております。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の経済社会から、限りある資源を有効に活用する循環型社会への移行が求められている今日、持続的に再生産可能な資源である森林を有効に活用する林業、木材製造業の振興は行政の重要な課題であります。

日本3大美林の一つであるヒバを有する我が下北半島は、1600年代にその天然ヒバを伐採搬出し、現在の石川県、富山県を中心とした北陸地方に北前船と言われた海上輸送により輸送販売され、地域経済の発展に大きく貢献してきたことはもとより、宗教、文化の伝承発展にも多大な恩恵を受けたことは、下北各地の祭りが京都祇園の流れをく

んでいることから明らかであります。

しかし、昭和30年代、第1次産業の就業率が49.5%であったものが、今日ではわずか6.4%にまで減少しており、第3次産業の67.2%と比べて産業構造の不均衡、第1次産業の衰退は目を覆うばかりであります。私は、将来のむつ市の発展は、この下北の豊かな資源を活用した地場産業の育成強化、農林漁業の再生にあると確信しているところであります。また、現在世界的に問題になっている地球温暖化対策として森林による二酸化炭素の吸収機能が見直されておりますが、森林がその機能を十分に発揮するには健全な森林の整備、木材及び木質バイオマス利用の促進が必要であり、そのためにも森林、林業が持続でき得る施策が求められているのではないのでしょうか。

そこで、以下5点について質問させていただきます。

第1点は、新むつ市のまちづくり計画の中で、森林、林業、木材製造業をどのようにとらえ、今後の市政運営にどう反映していくのか、市長の所信をお伺いいたします。

第2点目は、現在市の林業にかかわる業務は、農林畜産課が所管し、農林係が担当しているのですが、農業、林業、畜産、それぞれに専門的知識と経験が必要でありますし、合併後の現状からも、仮称ではありますが、林業振興課を新たに設け、森林、林業、木材製造業の振興、新たな産業と雇用の創出に取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか。

第3点目は、現在市の民有林のうち実に47%に当たる7,075ヘクタールが杉の人工林であり、そのうち79%の5,596ヘクタールが林齢11年生から45年生の森林、いわゆる除間伐の対象林分であります。ところが、木材価格の低迷による林業の採算性の悪化や林業の後継者不足などから、これらの森林が放置されているのが現状であります。杉

の人工林は、適切な保育管理が行われて、初めてその機能が十分に発揮されるものであり、このまま放置するならば、水源の涵養、土砂の流出や崩壊の防止、地球環境の保全といった広域的機能を果たせない森林が増加し、環境の破壊につながりかねない事態が予想されます。現在除間伐作業には国・県はもとより、造林補助金が交付されていますが、さらなる間伐促進策として市による補助金のかさ上げ、間伐材の伐出経費に対する助成など、積極的に進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

第4点目は、現在我が国では国内資源が充実しつつあるものの、木材自給率は18.5%と依然として外材の輸入量が多く、むつ市民にあっても住宅を新築あるいは増築する際、予算との関係から比較的価格の安い外材を使用する現状にあります。県では、「青森のスギで家づくり推進事業」の助成などにより県産材の利用促進を行っているようですが、市でもヒバ、杉の地域材を使用した建築費に対し、一定の割合で補助制度を創設し、地域材の利用を促進する考えがないでしょうか。

第5点目は、廃棄物処理法の改正により、端材や木くずなどの焼却処分に対する規制が強化され、木材産業においては、その処理が大きな課題となっています。一方、循環型社会の構築や地球温暖化の観点から、再生可能な木材の有効利用を促進することが強く求められています。こうしたことから、林地残材や除間伐材などの未利用材、製材廃材や建築廃材を木質バイオマスとして暖房などのエネルギー源に有効利用するため、関係諸団体と連携して推進するとともに、その普及啓発を図るためにも公共施設へのペレットボイラーやペレットストーブの導入について検討する考えがないかお伺いいたします。豊かな森林資源を有する市、むつ市にあって、林業予算の少なさには正直言って驚いております。誠実なご答弁をお願い

いたします。

次に、老人福祉対策として2点について質問させていただきます。1点目の質問は、旧大畑病院施設の有効利用についてであります。大畑診療所は一部事務組合下北医療センターの所管でありますので、この問題については質問するものではありませんが、合併時に旧大畑町との事務引き継ぎの際に懸案事項調書でも示されているように、大畑診療所の機能の充実・強化、すなわち入院患者及び救急患者に対応できる複数の医師の配置は、大畑地区住民の切なる願いでもありますので、早期実現に向けて管理者であるむつ市長に強くお願いいたしまして、本題に入らせていただきます。

平成12年度、国勢調査の統計によりますと、総人口に占める老年人口の割合は、県平均19.5%に達し、新むつ市全体では18.9%であります。川内、脇野沢、大畑3地区平均では26.1%であり、県平均を大きく上回っています。現在既存の老人福祉施設等に入所申し込みしても入所できないといういわゆる待機者が多数います。少子高齢化が進む中で、高齢化比率が今後も上昇することが予想される今日、大畑診療所の残る41床の施設をむつ市として一部事務組合下北医療センターから借り受けて、介護老人施設、介護老人福祉施設、あるいはグループホームなどに活用する考えがないか。また、借り受けできないとすれば、このことを一部事務組合下北医療センターに申し入れ、老人福祉対策の充実に生かすべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。このことは、大畑地区市民のニーズでもあると理解しておりますので、市長の前向きな答弁をお願いいたします。

2点目の質問は、むつ総合病院通院者の足の確保についてであります。3月の合併以降、4月1日より外出支援サービス事業として65歳以上の高齢者であって一般の交通機関を利用することが困難な方、おおむね60歳以上の高齢者であって下肢

が不自由な方、車いすまたはストレッチャーを利用しなければ移動が困難な方に福祉輸送車両を提供しておりますが、それ以外のむつ市への通院者は、自家用車や公共交通機関を利用している実態にあります。特に公共交通機関利用者のほとんどが高齢者の方々であることから、年金生活の中での交通費の支出は生活に重くのしかかっている実態にありますし、「公平、公正」な行政運営をするうえからも、旧むつ市以外の高齢者に福祉バスの運行、あるいは公共交通機関利用の際、料金補助制度を設けるべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、先ほど申し上げました行政サービス内容以外も含め、各種制度内容が「介護保険・高齢者福祉ガイド」として全戸配布されてはいるものの、現に市民全体に周知されていない実態にありますので、定期発行の広報に随時掲載し、徹底すべきと思いますが、いかがでしょうか。市長並びに理事者の前向きなご答弁をご期待申し上げ、最初の質問とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 目時議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨は、市政運営に当たってどのような考え方で臨むのかということですが、総じて激励の意味を込めた内容であると受けとめさせていただきました。私の基本的な考え方につきましては、既に3人の議員の方々のご質問にお答え申し上げたとおりでありますので、答弁はなるべく重複しないように心がけたいと存じます。

合併後9カ月たちまして、街中に少し落ちつきが出てきたように思いますが、一方では市民生活や身近に何の変化もない、何のための合併だったのかという声も聞こえてきます。産みの苦しみを経ての合併であっただけに、まちのありようが劇

的とは言わないまでも大きな変貌を遂げるであろうの思いをお持ちになった方もたくさんおられると思います。しかし、それぞれの市町村が合併に向かった根本的な流れというものは、それぞれの市町村が合併しないで独立したままでいけば、早晚自治体として成り立たなくなるという危機感を共有し、スケールメリットを求めたことにあります。裏を返せば、極めて脆弱な財政状況から脱却したいという背景がありましたので、半年や1年でまちのありようが変わるということは想定しがたいことであるということを通の認識としてお持ちいただきたいと思うものであります。

失望感や閉塞感を抱かれているとは思いますが、それは決して旧自治体固有のものではなく、ちょうどその時代に居合わせたという意味では、新市全体を包む社会の空気であるにとらえるべきだと思います。今後財政再建を図りつつ、必要な事業は進めていかなければならないと思っておりますが、起債や交付金を活用し、やりくりしながら行う事業でありますので、事業の優先順位を決めなければならないという非常に難しいハードルが設定されております。しかし、先ほど申し上げましたように、失望感や閉塞感を抱いているのは、うちの地域だけでなく市全体がそうであるのだという思いを持っていただければ、理解をいただきながら事業を進めていくことができるのではないかと考えております。

議員の皆様の任期は、あと2年でありますので、在任中に何とか一つでも目に見える事業をというお気持ちは十分理解いたします。私も4年先のことは言明できませんので、せめて今任期中に何か後世に残るものをとという思いもありますが、その願いをかなえてもらえる財政環境でないことをご理解賜りたいと存じます。

次に、森林、林業、林産業対策についての5項目にわたるご質問にお答えいたします。

第1点目は、新むつ市のまちづくり計画の中で森林、林業、林産業をどのようにとらえ、今後の市政運営にどう反映していくのかというご質問ですが、目時議員ご指摘のように、現在のむつ市の産業構造は、第1次産業から商業、サービス業を中心とする第3次産業に大きくシフトしてきております。将来むつ市の発展を考えるならば、地場産業の育成強化を図るべきであるという議員のご意見には私も同意見であり、「新市まちづくり計画」の中でも「特色ある地域産業の育成」を取り上げているところであります。

私は、今日まで第1次産業は当地域の基幹産業の一つであるという認識で、その振興に取り組んでまいりましたし、今後もその方向で行政を推進してまいりたいと考えております。また、産業の健全な発展は、豊かな市民生活と市政の繁栄をもたらす源泉であり、地場産業を助長し、振興することが大切であろうと考えているところであります。申し上げるまでもなく森林、林業、林産業の振興は、木材生産を通じて森林の適切な管理に資するとともに、就業機会の少ない山林地域の活力の維持など重要な役割を果たしているという認識を持っており、今後国・県の森林整備の動向を見きわめながら、施策の展開を図ることとしております。

第2点目は、森林率が高くなっており、林業振興を図るため、独立した課を設置し、森林、林業、林産業の調査研究推進に積極的に取り組むべきではないかというご質問であります。現在行政改革により事務事業の簡素化、合理化の推進、組織機構の見直しを進めている状況にあることから、またあわせて各庁舎に産業振興課を配置し、それぞれの旧町村地区の産業振興に力を注いでいるという状況を考えますと、新たな課の設置については今後十分な検討を加えていかなければならないと考えておるところでございます。

第3点目は、間伐促進策として伐採経費に補助し、山づくりを積極的に進めるべきであるのご質問であります。ご承知のように人工林は継続して手入れをしなければ太陽の光が入らず、下草も生えなくなって、風や雨によって木が倒れやすくなります。そして、何よりも森林の命とも言うべき表面の土、表土が流出し、森林の持つ緑のダムとしての機能、あるいは災害防止の機能が損なわれてしまうという結果となります。しかしながら、近年木材価格が下がり、森林所有者の森林整備への意欲が低下、特に間伐がおくれており、このままでは森林の広域的機能が低下するほか、病気や害虫が入りやすい弱い森林になることが懸念されたことなどから、国では緊急的に間伐を促進するため、平成12年度から平成16年度まで「緊急間伐5カ年対策」を実施したところであります。この対策では、森林所有者と市町村が協力のうえで間伐が必要な森林を地域的にまとめて集団化し、それによって経費を削減して作業効率の高い間伐作業を目指しております。補助率が国・県合わせて68%と高率なことや、45年生まで補助対象となったことなどから、この対策期間中、青森県全体で3万130ヘクタール、むつ市では2,100ヘクタールが実施されております。なお、この対策は平成17年度から引き続き「間伐等推進3カ年対策」として継続されていることから、市としても下北地方森林組合と連携し、地区懇談会等を利用し、引き続き間伐の促進を図ることとしております。

第4点目は、地域材を使用した場合、補助する考えはないかのご質問であります。地域材の利用を普及推進することは、森林を健全に育成し、国土の保全あるいは地球温暖化防止、さらには林業の活性化にもつながるという意味で大変重要な問題であると認識しております。現在我が国の木材自給率が18.4%にすぎず、国・県では公共施設の地域材の利用を促進しておりますが、住宅分野

での消費拡大が最も大きいものと思っております。このため青森県では、平成16年度から県産材の杉の利用促進のため、「青森の杉で家づくり推進事業」を100戸を限度に実施し、1戸当たり20万円を上限に補助しております。下北地区では、平成16年度12戸、平成17年度7戸が該当となっております。今後地域材の利用あるいはそれに対する補助等につきましては、下北流域林業活性化センターと連携し、その中で検討していくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

質問の5点目は、端材や木くずなどの未利用材を木質バイオマスとして利用するため、公共施設へのペレットボイラーやペレットストーブの導入を検討する考えはないかのご質問であります。最近では木質バイオマスの利用促進という観点で間伐材、端材、樹皮などを固めた木質ペレット型のストーブが開発されてきており、岩手県では県の試験研究機関と民間のメーカーがタイアップ、共同開発し補助制度を設け、普及推進しております。青森県内では、まだ5台程度と設置者は少ないようですが、下北地方森林組合では先月25日、設置費込み30万円をモニター料4万5,000円を引いた25万5,000円で購入し、管内での木質バイオマスの開発を期待した試験利用に取り組んでおります。経費としては、ペレットは1日1袋15キログラム、395円程度になるようですが、ただ岩手県からのペレットの運搬経費が350円かかるため、これからは地元で製造することが課題であろうということに着目しております。今後、間伐材を利用した木質バイオマスの推進あるいはペレットストーブ等の公共施設への導入につきましては、本年度策定予定の「むつ市地域新エネルギービジョン」において検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、旧大畑病院の有効利用についてでありま

すが、大畑診療所の診療体制の強化・充実に対し、県当局へ要望いただきましたことについて心より感謝申し上げます。青森県における医師不足は、過日の県内テレビ局等の報道特集にあるとおり、深刻な状態にあります。このため医療体制の整備充実にについては、医療提供機能の分担と連携の促進により医療資源の効率的活用と確保充実を図ってまいります。地域の身近な診療所とむつ総合病院との連携強化や救急医療体制の整備等、医師確保も含めて今後とも県当局と両輪のごとく関係機関に強力に働きかけてまいりますので、ご支援とご協力を賜りたいと存じます。特に人口が分散している構造を有するむつ下北圏域にあっては、限られた保健、医療福祉資源を有効的に活用していくことが重要であると認識いたしております。

さて、ご質問の大畑診療所の外来医療及び19床を除く41床の有効利用については、一部事務組合下北医療センターと十分協議しながら、「市民の健康は新市の大きな活力」であるということ念頭に、市民の安心に努めてまいることにより変わりはございません。議員ご提案の老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホームについては介護予防型重視システムに転換する平成18年度介護保険制度の改正を見据えながら、新しいサービスや地域密着型多機能施設、介護予防の拠点施設としての心身機能回復訓練施設等いろいろな利用が考えられるところですが、国の定める老健施設やグループホームなどの人口規模に対する参酌基準もありますので、それらも視野に入れながら検討していかねばならないと考えております。いずれにいたしましても、一部事務組合下北医療センターと連携を図りながら、議員各位のご意見を賜り、地域住民が納得する方法を検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、「公平、公正」な行政運営をするうえで、旧むつ市以外の高齢者に福祉バスの運行ある

いは公共交通機関の利用の際に料金補助をしたかどうかというご質問であります。福祉バスについてはむつ市議会第184回定例会の慶長議員の一般質問に対しましてもご答弁申し上げましたとおり、バス事業者からの民間事業の圧迫という抗議があり、民間の仕事を奪うことがあってはならないことから使用を限定し、福祉バスの使用要綱を定めているところであります。

また、交通運賃の補助制度につきましては、一例として料金を比較いたしますと、大畑からむつ総合病院までは500円、城ヶ沢地区からむつ総合病院までは810円の料金がかかっております。このことから、旧むつ市以外の料金補助については、合併にかかる「公平、公正」な行政運営と少しかけ離れているようでありますので、十分な検討を進めていかなければならないと考えている段階にあります。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、外出支援サービスについて周知されていないということですが、この福祉輸送サービスには平成17年度1,792万円を計上し、むつ市社会福祉協議会に委託しており、事業開始に当たっては旧地区ごと個別に該当者にご通知申し上げているほか、「介護保険・高齢者福祉ガイド」パンフレットを新むつ市全域に毎戸配布するとともに、市政だよりにも掲載するなどPRに努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） 残された時間が、あと20分ほどでありますから、簡潔に再質問をさせていただきたいと思いますが、まず最初に基本姿勢の部分について、市長から、その決意のほどを答弁いただきました。21世紀に入って科学技術の高度な発達により情報と物流のグローバル化が促進されて、世の中は国の内外を問わず、より一層複雑多面的な社会状況になってきているわけであり、我が下北半島も、その例外ではないのであり

まして、そのような社会状況の中で、私は今後のむつ下北地方の未来を構築し、政策を実行していくためには、行政の指導者としての市長が周囲のしがらみや過去の経験、因習を廃して住民の結束と信頼のもとに強いリーダーシップを発揮することが何よりも重要であると考えているのであります。

小泉内閣の三位一体改革によりここ2年、地方交付税の落ち込みは過去最大となっております。また、景気の回復も見込めない当地方にあって、一方では少子高齢化が急速に進んできている中、借金財政を引き継いでの合併から、新生むつ市の最重要課題は財政再建にあるわけであります。そこで、再度市長にお伺いいたしますが、中間貯蔵施設による交付金だけに頼った財政再建ではなしに、生活に直結した箱物財政とさようならをしながら、市民参加のもとに行政課題の優先順位を定めながら、明確な目標を持って市政執行に当たるべきと考えますが、再度の市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 財政再建を図ることが新しいむつ市を活性化することに結びついていくだろうという考え方を述べたところでありますが、決して中間貯蔵施設にかかわる交付金だけで財政再建を図ろうとしているところではございません。また、この電源三法交付金がこれまで主として箱物をつくるしか方法がない交付金であったものが変わってまいりまして、ソフトにもかなり使えるようになっております。現在特に保育士、消防士の給与等にもこれを充当いたしておるところでありますので、これまでのように資源エネルギー庁に使い道を相談する際に、箱物を指定されるというような逆指定ですが、そういうことがなくなるだろうと思われま。ただし、また例えば第三田名部小学校でありますとか、川内小学校であります

とか、建設する際にこれらが活用できるのであれば、子供たちの未来に明るさをつくり出すためにも非常に有効な使い道になっていくだろうと考えられるところであります。先ほども申し上げましたように、それぞれの優先順位を議会はもとより多くの方々が、なるほどこれなら当然だというふうに思っただけのような方式で選定をし、ご理解をいただきながら順次進めてまいりたいと思います。ただし、重ねて申し上げますが、これまでのようにひたすら箱物をつくらせられるということからは脱却したいと考えております。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） ただいまの市長の答弁は、私が質問した内容と同じような姿勢の中でソフト面も含めて優先課題の市政執行に当たっていくという姿勢の回答をいただきましたので、そのような中で運営に当たっていただきたいと思います。

それで、林業の問題について、先ほど冒頭で答弁をいただきました。内容について再度質問をさせていただきたいと思いますが、まず1点目の森林、林業、木材製造業に対する施策については、先ほどの市長答弁で新市まちづくり計画の中で、それをベースにして振興を図っていくという旨の回答をいただきました。このまちづくり計画の中で農林水産業の振興策、とりわけ林業、木材製造業にかかわる振興策について見ますと、素材活性型林業の展開、生産基盤、施設の整備、流通販路拡大戦略の展開などが挙げられているわけであり、これらの部分について、先ほど市長の答弁の中では、まちづくり計画を体しながら、具体的な施策の検討に入っていくというようなことですが、この計画の策定の過程で具体的な中身があるとすれば、その部分について再度お聞きをしたいと思います。

2点目の機構改革とありますが、行政改革の中でさきの定例会でも市長答弁で財政問題等を含め

て行政改革の推進を図っていく、このような旨の回答があり、私の林業の専門的な行政組織を設置するという部分については、今後の十分な検討を加えなければと、このような答弁であります。実はご承知のように、平成14年度に森林法が改正をされました。それまでは国・県を主体にした林業の施業計画というか、そのような中で進められてきているわけですが、この森林法の改正によって民有林の市町村の役割について明確にされてきています。特に市としての取り組みによっては、この森林、林業の振興策はあり得ないというか、極端に言いますと、そういうふうな状況にも変わってきているわけであり、そのことについては、それぞれ担当の方でも承知かと思うのでありますが、例えば民有林の森林整備計画はそれぞれの流域の、下北は下北流域の中で官民含めた林業の流域管理システムの中で推進をされているわけですが、この民有林の部分については、森林整備計画を10年ごとのソフトで計画を策定しなければならないわけであり、既に策定をしているというようなことで認識をするわけですが、この中では造林伐採、造林保育、間伐の標準的な林齢、間伐保育の標準的な方法、基準などが定められなければならない、このように法律の中でうたっているわけであり、そういう中で言いますと、これらの部分を具体的に計画をしていくとなれば、当然民有林の林分の状況について把握をされなければ計画が立案できないという認識を持っているわけであり、それは、例えば民有林のこの山についてはどのような樹種があって植栽年度が何年度なのか、面積がどれぐらいなのか、蓄積がどうなのか等々が把握されなければ当然計画が不可能なわけであり、そういう面で、その計画は行政が立てなければならない。このような法律の趣旨からいって、私は冒頭の質問でも、専門的な知識と経験がなけ

ればこのことはなし得ないのではないのかと。これは、林業だけにかかわらず、先ほど言いましたように、漁業にしても畜産業にしても第1次産業総体がそうであろうという認識をしているわけですが、この部分についてはぜひとも専門的な形の中での林業に携わる組織を確立をしていただきたいし、その面について再度の検討の具体的な意気込みについて質問させていただきたいと思えます。

三つ目は、間伐の補助金交付制度の関係であります。先ほどの市長答弁の中で、間伐の場合国・県が68%の補助をしている。確かにそうであります。ただ、今山林の所有者が間伐をしたいとなっても、現実的には先行投資的な形になっているわけでありまして。この経済的な不況の中で、山に手をかけたいけれどもかけられない、それは財政的な関係であります。例えば1万円の経費の中で6,800円は国・県の補助があるでしょう。しかし、今現実的には100%補助がなければなかなかできないというのが所有者の現状であると私は認識をしているわけでありまして。そういう中で、市の財政は確かに厳しい状況であるにしても、今やはり国・県とシフトをしながら、その中でこの森林を抱えている我がむつ市として、市の財源の中から山林所有者に補助をしていく、このような姿勢がより必要だろうと認識をするわけでありまして。それは地球環境、広域的な機能を持っていることからしても、当然しかるべき対策を講じる必要がある、このようなことから考えての提起でありますので、再度のご答弁をいただきたいと思います。

地域材の使用状況を、市長からお話がありました。具体的には、活性化センターなり活性化協議会の中で議論をしていく。私も活性化協議会、活性化センターの方針については承知をしています。その中でこの地域材の利用促進という部分については、大きくこの方針の中で掲げられていま

す。しかし、現実的には冒頭の質問で言いましたように、市民が新築、増改築をしようといったときに、やはり自分の財源との関係からしますと、工務店等を含めて限られた予算の中では外材にシフトしなければならないというような現実があるわけでありまして。こういうときに過去に旧大畑町では、このヒバを中心に地域材を建築材として使用していただく町民には町として補助をしていく、こういうようなこともあったわけでありまして。やはりその意気込みを市民に伝えていく、そういう意味からもこの部分については積極的に検討をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

木質バイオマス、これは地域材の利用等々と関連していきます。有効利用をしていく、そういう意味では地球環境の問題等々含めて、これについては林業市であるこの我がむつ市が積極的にそういう部分について推進をしていくことが必要だろうという認識をしているわけでありまして。先ほど間伐の部分についてもおっしゃいましたが、現実的に間伐は売れないという中で、保育間伐等をした材については、そのまま山に放置をしているというような状況もあるわけでありまして。言いましたように、木質バイオマス、輸送費がかかるという地域的な課題もあるわけですが。このことについては市が指導をした形の中での活性化協議会なり活性化センターで積極的な取り組みをぜひともお願いをしたいし、その意気込みについて再度お伺いをしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 森林、林業、林産業振興対策についての再質問でございますが、まず林業振興を図るために独立した課を設置しろという最初のご質問に関連して、これからは市町村が事業主体となって林分ごとの調査を進めなければならない、そのためには専門家の育成が必要であるし、

関連して独立した課をつくることも必要であろうという、そのような論理であったとお伺いしました。先ほどもお答えしましたように、これにつきましては、行政改革を進めながら、ご提言のような見地からの検討も加え、今後の大きな課題にしていきたいということをお願いしておりますが、そのような立場でまいりたいと思っております。

実は、私も少しばかり山林を持っておりまして、これは共有林の形になっております。きょうは農業委員会の会長がいませんが、その共有林の世話をしているのであります。毎年少ない額ではありますが、負担金を払いまして、下草刈りなどをやってもらっておるという状況でございます。そのような地域の知恵というものも發揮していただく必要はあるだろうと思っております。これは、森林組合に委託している事業がかなり多うございますので、その中で森林組合に市が助成をする、あるいは国・県からのお金を取り次ぐということもございます。これまで、旧称で呼びますと営林署が行ってきたような事業も森林組合が行っているケースもありますし、特に民有林の場合はそのような傾向が強くなってきております。市も地方自治体としての事務を果たすために直接山林をお持ちになっている方に補助するよりも、そのような形で団体に交付して森林の活力を取り戻すという取り組みもあるのではないかと考えられますので、今後の検討課題にさせていただきます。

地域材の問題であります。ヒバの備蓄量が非常に少なくなっているということは、目時議員は特に十分ご承知のほうであります。今、製材所の数がどんどん、どんどん減っておりますのは、ヒバを主材としての製材業を営むということは極めて困難になってきている。そのような中で旧大畑町の試みとしてヒバでの家屋を建築する際に助成をしたというケースは、これはまだヒバの活力が

残っていた時期の話ではないかと思うのであります。今日では、もう杉をどうするかという問題の方に行政的にも力を注いでいかなければならない時代に入っていると思うのであります。すなわち間伐の促進、あるいは下刈りを進めるといったようなことも今、行わなければ完全な、日田市というところで、台風によって杉が大量に倒れて川に流れ出したというケースがあります。植林をした山林が被害を拡大させたというようなケースもありますので、そのような観点から、私どもも人工林についての対策をしていかなければならないだろうと考えます。

それから、ストーブであります。これはサンボットと岩手県が共同で開発したものだそうあります。サンボットの特許をどう使わせてもらうかということにかかってくるかと思っております。そのことによって、端材などを活用する道が開けてくるのではないかと考えます。企業誘致の方向で努力をしてまいりたいと考えます。

○議長（宮下順一郎） 44番。

○44番（目時睦男） もう時間が迫っているわけですが、林業の問題、私は今の市長の再度の答弁もお聞きしました。意気込みについては相当あると、このような理解をしたわけであります。そういう面で、林業問題、これからは行政の側というんな形の中で議論をさせて振興に結びつけたいということをお願いいたします。最後にもう時間ありますから回答は要りませんが、実は診療所の問題、有効利用の関係については過日6月1日に大畑診療所の病床後利用検討会ということでそれぞれの関係者を含めた検討会が開かれたわけであります。その中で私が提起した部分は、具体的に市の方でその際に提起をしてきました第1案なわけであります。この会議については仕切り直しと、このように終わって今日に至っているわけですが、診療所の後利用等々含めた部

分についての仕切り直し後の検討会を早急に開いていただくよう要請しながら、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

昼食のため午後 1 時まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 3 6 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木隆徳議員

○議長（宮下順一郎） 次は、佐々木隆徳議員の登壇を求めます。27番佐々木隆徳議員。

（27番 佐々木隆徳議員登壇）

○27番（佐々木隆徳） 質問に先立ちまして、急逝されました毛馬内議員のご冥福を心からお祈り申し上げます。

毎年冬の風物詩となっている脇野沢のタラ網の場取りは、12月10日に予定していたものが、ようやくきょう実施されまして、ずっといらいらが続いておりました漁業者は一様に安堵しているものと思います。平成元年の最盛期に比べ、ここ10年ほどは微々たる水揚げが続いている現状を目にするに当たり、少しでも水揚げ増加を期待し、脇野沢地区のみならず、むつ市に大いなる経済効果をもたらしてほしいとの思いを強くしているものがあります。

それでは、通告に従い、3項目について質問いたします。

初めに、漁協合併についてであります。青森県漁業協同組合連合会とその系統団体である青森県漁協経営安定対策協会、略称経対協と言いますが、平成10年度に1市町村1漁協をめどに、現在

54ある沿海漁協を15にする内容の漁協合併計画を策定し、合併推進を図ってきましたが、一向に合併が進まず、現在に至っている状況であります。経営体に伺ったところ、強制的に行われた八戸の例を除き、昭和40年代に合併した平内町漁協以後三十数年間に及び合併実績はないとのことでありました。漁業を取り巻く環境は、詳しく述べるまでもありませんが、水揚げの減少、組合員数の減少や高齢化、さらには販売不振と魚価低迷等枚挙にいとまがなく、先細り状態が続き、それに伴い、経営の悪化による漁協の維持が大変厳しい状況に置かれております。

県内54漁協の平成16年度決算では、約68.5%に当たる実に37漁協が赤字決算となっている状況であります。合併により事業エリアの拡大、共通管理費の削減、販売事業の集約化や減少傾向にある組合員の負担軽減等、さまざまなメリットが考えられ、経営基盤の強化が図られるものと思います。県内の合併状況は、来年1月からの合併を既に決めている現在の外ヶ浜町の蟹田町漁協及び平館村漁協以外は国のさまざまな支援策が受けられる漁協合併促進法の期限が2年後に迫ってきているということもあり、またその前段となる合併を視野に、まず事前認定を受けようとする事前認定漁協の申請期限も来年3月末までとなって、事前認定の申請ラッシュとのマスコミ報道等もあり、ここに来てようやく漁協合併が加速されてきたものと思います。

むつ市には、現在4市町村の合併により、むつ市、田名部、関根浜、川内町、大畑町、そして脇野沢村の6漁協がありますが、現在まだ定款等で町、村等の名前が漁協名にあります。その中でむつ市、川内町、脇野沢村のいわゆる下北の西通り地区3漁協による合併研究会を昨年9月に立ち上げ、さまざまな合併協議を行ってきており、このたび事前認定の申請を行ったところであります。

そこで市長にお伺いいたします。市長は、漁協合併の現状についてどのような認識を持っておられるのか、また今後の取り組みについて市長のご所見をお伺いいたします。

次に、2点目の人事交流についてであります。合併して新たにむつ市民となった旧3町村の住民がむつ市民として自覚するまでには相当長い年月を要するものと思います。反面、これまで何十年となれ親しんだ以前の住所から、私ごとでありますけれども、むつ市脇野沢本村 番地とようやくこのごろ何の抵抗もなく住所を書くことになれば、合併したことが何となくではありますが、実感として感じられるようになった思いもあります。これらのことは、ある程度時が解決してくれるものと思いますが、旧4市町村がむつ市として一体感または連帯感を持つための有効な手段の一つとして、職員の人事交流を行うべきと考えます。旧3町村の職員を本庁舎へ異動させるこれまでの単なる人事異動ではなく、相互派遣の形で本庁からも旧3町村へ異動させる。さらには、旧町村間で異動を実施し、そうすることにより地域の理解を深めることができ、職員交流にもつながり、極めて有効な研修方法となり得るものと考えます。3月の合併以後、旧町村からの人事異動について、旧町村ごとの異動数、職員の異動数と人事交流の今後の取り組みについて市長にお伺いいたします。

次に、3点目の旧脇野沢村史編さんについてであります。このことにつきましては、平成元年に脇野沢村制施行100周年記念事業の一環として、亡くなられました当時の故浜田昭三村長の発案により歴史編の村史発刊を計画し、スタートした事業であります。日々の暮らしや祭り、信仰、芸能などを編集した民俗編の村史は、既に昭和58年に発行しており、その調査状況からして、歴史編についてもそんなに長期的には及ばないだろうとの

予測のもと、当初は五、六年で調査が終わり、その後二、三年で編集が完了し、発行可能となる見込みを立てておりましたが、予測をはるかに超えまして調査が長引き、当然予算面の制約や1年間を通しての調査活動ではないものの、平成2年度から始まり、実に平成15年度までの14年間に及び終了した次第であります。9月定例会の決算審査特別委員会で旧脇野沢村の決算で、このことについて質疑したところ、その間の予算執行合計額は5,000万円を超す、原稿も現在すべて上がり、完成し、約1,600枚とのことであります。そこで、これら村史編さん事業にかかわることについて、引き継ぎや申し送りなど、旧脇野沢村からなされているのか、また村史発刊の見通しについて市長にお伺いいたしまして、初回の質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 佐々木隆徳議員のご質問にお答えいたします。

まず、漁協合併についてのご質問であります。近年漁業者の減少、高齢化及び漁獲量の減少による漁業及び漁協を取り巻く情勢は厳しさを増しており、経営の効率化、担い手の育成が大きな課題となっております。国では、漁業協同組合の合併促進を図ることを目的に平成10年3月に「漁業協同組合合併促進法」を制定し、県では平成15年3月に「漁協組織・事業基盤強化基本方針」を示し、合併による漁協経営の改善を推進することといたしました。これを受けまして、むつ市漁業協同組合、川内町漁業協同組合、脇野沢村漁業協同組合において平成16年9月27日に自主自立漁協を目指し、3漁協による合併研究会を設立いたしましたところであります。合併研究会では、これまで青森県及び県漁連の指導のもと、事業計画、改善計画、組織等について協議を重ね、漁協間の調整を図ってきたところではありますが、短期間での取り組み

では解決が難しい事項もあり、時間を要している状況にあります。

こういう状況ではありますが、平成17年11月18日に開催されました「合併研究会」において、3漁協の同意のもと、合併を前提とした認定漁協の指定を受けるための「事前認定申請書」が県に提出されたとのことでありますので、合併に向けた大きな一歩が踏み出されたものと思っております。今後は、平成19年度の合併に向け、引き続き協議が重ねられるということではありますが、私といたしましても、この合併がぜひとも成就されるよう願っているところであります。今後も県や県漁連等の関係機関との調整、連携を図りながら、漁協合併が無事成立いたしますよう協力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、人事交流の今後の取り組み方についてのご質問であります。まず旧町村から本庁舎への異動の人数についてであります。本年4月1日に事務事業を統合し、事務処理体制の一元化を図るため、旧町村から58人の職員を本庁舎に異動いたしました。さらに、9月には教育委員会の所掌に係る事務の効率化を目的として4人の職員を本庁舎に異動し、これまで男子職員56人、女子職員6人の合計62人の職員が本庁舎で勤務をしているところであります。

本年の異動は、分庁舎から本庁舎への異動のみであったことから、本来の人事交流とは言えないものとなりましたが、人事異動については職員の能力の開発と育成を目的としておりますことから、新規採用職員については3年をめどに、その他の職員については5年をめどに異動の対象とし、総合的な考え方のできる職員の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

今後の異動の形態については、各庁舎間の職員の標準化を推進し、市民サービスの向上を図るた

め、通勤時間等を考慮しながら、本庁舎職員の分庁舎への異動や分庁舎間の異動をふやし、真の人事交流を図ってまいらなければならないと考えております。

次に、ご質問の3点目、旧脇野沢村史歴史編発行の見通しについてのお尋ねであります。脇野沢村史歴史編の編さんにつきましては、佐々木隆徳議員ご承知のとおり、旧脇野沢村におきまして、平成元年に村制施行100周年記念事業として村の歴史を収録し、書物に残して後世に伝えていくという目的のもとに、脇野沢村史歴史編の編さん事業に着手し、当時筑波大学の大瀧徹也教授を団長とした調査団に編さん業務を委託しまして、調査は継続して行われ、平成15年度に終了しているところでございます。

こうした経過を踏まえて、合併時において旧脇野沢村長との事務引き継ぎがなされたかという点についてのお尋ねであります。3月11日に引き継ぎをした事務の中の懸案事項としまして、歴史編の印刷製本について措置を講じていただきたい旨の申し送りがあり、概要については承知しているところでございます。前村長からは、厳しい財政事情等により具体的な進展を見ないまま今日までに至ったという説明がありましたが、言外に先代の村長からの継続案件であり、村民もその刊行を強く望んでいるので、何とか日の目を見させてほしいとの願いが込められていると受けとめました。ただ、現在提出されております原稿や図表、あるいは写真などの整理のためにもう少し時間が必要であるということでもありますので、その整理が済み次第、発行するための措置を講じたいと考えているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 旧町村からの異動数を個々にということですので、お答えいたし

ます。

旧川内町からは27名、それから旧大畑町からは25名、旧脇野沢村からは10名、計62名でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 27番。

○27番（佐々木隆徳） 初めに、漁協合併について再質問させていただきます。

農協の経営内容には特に詳しい市長のことでありますので、詳しい内容は省きたいと思っておりますけれども、早くから強力に合併を進めてきた農協とは違いまして、本県に限らずこれまで合併が進まなかった理由は、漁協そのものの経営体質にあると思われまます。漁業形態や操業海区、海域の違い、そしてそれに伴う利害による地域的なしこりなどがありますが、一番の問題点は個々の漁協の財務内容の悪さだと思います。市町村合併による合併特例債的な恩恵や、私は地元の農協が合併したときの支援と同様に、合併すれば欠損金を多少なりとも補てんするような制度があるものと期待していたのでありますが、そのような制度はなく、認定漁協になってもハード面の整備等についての支援などが主なもので、せいぜい欠損金に係る借入金に対する利子補給程度なわけであります。

平成16年度のむつ市の決算、また旧脇野沢村の決算でも青森県農業経営基盤強化総合対策事業費としてむつ市では704万7,000円、旧脇野沢村では790万円の補助金を支出しております。そのような期待もありましたが、それでも合併しないと先細りとなり、事業縮小、しないよりはした方がよいとの判断だと思っておりますが、市長はこの点についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私農協組合長を19年やりまして、脇野沢農協との合併を推進し、合併をしました。ほぼ九十数万円あった出資金を70%減資をし、

組合長という責任で赤字額のかなりな割合、二千万円、私のお金で払いました。そういう形で財務内容の改善に役員が協力し合って農協合併ができた。佐々木議員も金を出した方でありました。いや、質問なさっている佐々木隆徳議員ではなく、後ろに座っている佐々木肇議員であります。そういう産みの苦しみを役員自らが努力をして乗り越えたという経緯がございます。

実は、私もむつ市漁協から若干の相談を受けまして、経営の支援をしてもらえないかというお話が大分前ですが、ありました。決算書を見ました。負債が記載になっていないのです。県漁連に行ってまいりました。経営状況がどうなっているのかと、我々支援する側で今検討させてもらっているということで行ってまいりましたけれども、県漁連の専務は一切答えてくれませんでした。いわば私は部外者でありますから、これは守秘義務がある県漁連の専務としては私に伝えないという態度をとったものと考えて、あとは口も手も出さないという状況が今日まで続いております。農協合併でも経営責任を持つ役員が自らの痛みをこらえて合併している。旧脇野沢農協の川瀬組合長も、かなりな痛みを感じたはずであります。そのような経緯があって、初めて合併が成就できておると思っています。

現在の3漁協の財務内容を私はまだ詳しくは存じておりません。特に信用事業の部分では、県漁信連に経営委託しておりますから、ほとんど内容がわからないという状況になっております。事態の進展に伴いまして、これは参考資料として我々の手元がございますけれども、経営支援する場合には、国と県が3分の1ずつ経営支援してよしいという定めがあります。市町村が支援をしている例もあるという注がつけられております。そのようなことで、先ほど定めとしては市町村が支援するということはありませんけれども、現実的な合

併を推進する際に、この場合はむつ市であります  
が、むつ市が経営支援する可能性は残されている、  
こう考えております。いずれにしても、まず3漁  
協の組合長以下の役員の方々が、まして減資とい  
う事態になれば組合員へも一律に減資を求められ  
るわけでありますから、痛みをともにするという  
ことを行わなければならないだろうということも  
想定される場所でありますので、それらの推移  
を見守りながら、できるだけのご協力をさせてい  
ただきたいと考えているということでご理解を願  
いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 27番。

○27番（佐々木隆徳） 旧脇野沢村のことを若干申  
し上げますと、旧脇野沢村ではこれといった産業  
もなく、午前中目時議員が第1次産業、とりわけ  
林業についての厳しさを述べておられましたが、  
旧脇野沢村も同様で、とりわけ漁業には厳しい財  
政事情にもかかわらず、行政面からは多大な支援  
を受けてきた経緯があり、漁業基盤の整備強化を  
図ってきたところであります。漁業への依存割合  
が特に高く、水揚げの増減によっては地区の経済  
に大きな影響を及ぼしてきたところであります。  
そのことから、現在協議が行われている3漁協が  
合併して漁協の基盤強化が図られることは地区に  
とっては、また漁業者にとっても大変望ましいこ  
とであると考えますが、合併協議を進めている3  
漁協とも、今市長が述べられましたように、累積  
欠損を抱えている状況にあり、果たしてこの合併  
が成就できるかどうか懸念しておりますが、その  
点についてもいま一度市長より認識していること  
についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 漁協組合の合併については、  
農業協同組合の方がどうも少しあけっ広げにやっ  
たようであります。先ほども申し上げましたが、  
県漁連の専務、県漁連と一体的な関係のあります

県漁信連、内実をなかなか漏らしてもらえない。  
でありますから、我々が今の状態のままですと、  
立ち会えるのは事務的な進め方の助言をするとい  
うレベルでしかお手伝いできない。農協の合併の  
際には、いわゆる隠しどころを行政の方にみんな  
さらけ出してくれた。私の方針として、そういう  
手続をいたしました。その中で自らも血を流して  
出資金を70%減らして、そういう身を削って合併  
にこぎつけた、こういう経過を経験しております  
から、私どもはお手伝いするとすれば、それなり  
に議会のご理解もいただかなければなりません  
し、多くの市民の方々にもこの合併がどのように  
して進んだのかということの説明する責任が生じ  
てまいります。そのために、漁信連あるいは単協  
それぞれが経営内容、決算書あるいは貸借対照表、  
さらには資産の内容等について、私どもに明らか  
にしてくださることが必要ではないかと思いま  
す。今のような状態、口を緘して何も言わないと  
いうことであれば、合併に対する協力もそれなり  
に限界が来るわけでありますから、そのあたり漁  
協にお詳しい佐々木隆徳議員からもご助言をいた  
だければと思っておるところであります。

○議長（宮下順一郎） 27番。

○27番（佐々木隆徳） 川内町漁協、脇野沢村漁協  
は、平成15年度に策定した漁協再建計画に基づき  
徐々に再建されてきていると伺っております。むつ市漁協の欠損金が多額であり、大変だ  
ろうと思いますが、その内情は市長または旧むつ  
市の議員さん方はほとんどご存じのことと思いま  
すが、私ども伺っているところでは、放流しまし  
た地まき貝稚貝の大量へい死によるものとの認識  
を持っております。当時の組合長は、亡くなられ  
ました木村亀治組合長で、実直な人柄は昔も今も  
変わっておらず、私は職場を通して組合長就任当  
初、また市議会議員初当選、たしか昭和50年だっ  
たと思いますけれども、当時から面識があり、お

つき合いというほどではありませんけれども、現在まで大変かわいがっていただいたという記憶をいまだに持っております。そういう面からすれば、当時多額の負債を抱えたあたり、心中察するに余りあるものと何ともやりきれない思いになりますが、またその当時の瀬川参事だと思えますけれども、そのことが原因かどうかわかりませんが、病で途中倒れたという記憶も持っております。先ほど市長は、市町村の支援の可能性は残されているという旨の答弁がありました。行政による側面からの合併によるご支援をお願いいたしまして、最後に現在むつ市にある6漁協のうち、今合併を進めているむつ市、川内町、脇野沢村の3漁協、そして経対協の計画では大畑町漁協は佐井村漁協までの北通りによる広域合併の計画があり、また残る2漁協も含む6漁協の将来展望について市長のご所見を伺いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私どもが承知しておりますのは、新聞報道の範囲でございますので、どのような経過をたどっているかというようなことについては、大変申しわけありませんが、詳しくは承知いたしておりません。ただし、それぞれの漁協が生産を営んでおります漁業の海の状況が違ふということで、陸奥湾内の3漁協、津軽海峡の4漁協といったような形で、いわゆる括弧でくくりやすい漁協同士の合併を多分指導しているのは県漁連と県だと思えますが、そちらで考えていたとしても違和感は少ないのではないかと思います。大畑漁協が合併に参加することになれば、それはそれで市としての責任のある立場からご協力を申し上げなければならないと考えてはおります。

○議長（宮下順一郎） 27番。

○27番（佐々木隆徳） 次に、人事交流について、昨日の堺孝悦議員の職員改革についての質問に際

しまして、また先ほどの市長の答弁にもありましたとおり、一体感を持つこと、高度なことの吸収、人事配置、相互の研さんなど、職員に目的意識を持たせ業務を遂行させることが必要であるとの答弁でした。そして、3月の人事異動を考えたい、また準備を進めている旨の答弁をいただきましたが、6月定例会でも慶長議員の職員の意識改革についての質問に対しても、次の定期異動は本庁舎と分庁舎の交流を深め、意識改革を進めてまいりたいとのほぼ今回同様の答弁がなされておりましたが、このことは本庁舎から分庁舎へ、また分庁舎間での異動も含む人事交流を実施すると理解してよいのかお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 基本的には、ご発言のとおりでありますけれども、何せこの青森県一広い市域というのは、どこかでひっかかってくるものがありますから、分庁舎間の交流もある意味では限られたものになるのではないかと、今の段階ではそう申し上げざるを得ないと思うのであります。これが県の職員のように津軽から下北に来るとか、津軽から南部に行くというような交流が当たり前になってしまえば、それはそれで今後の手順として、手法として分庁舎間の交流も生まれてくることも考えられますけれども、川内、脇野沢の交流レベルであれば、これは大して問題はないとしても、分庁舎間の交流については、行うとしても限られた数にならざるを得ないのではないかと、今の段階ではそう考えます。

○議長（宮下順一郎） 27番。

○27番（佐々木隆徳） このことにつきまして、人事異動または人事交流の実施に当たりましては、問題となるのは市長も前に述べておられましたけれども、やはり通勤についてであります。これまでほとんどの職員がこのことは脇野沢の職員だけかもわかりませんが、地区内であれば、約

10分ほどで通勤できたものが、脇野沢からでは夏場で約1時間、現在冬道、冬場ではおおむね1時間20分ほど、きょう私乗ってきてかかっております。若い職員ならともかく、1日や2日ならまだしも、毎日となるとかなりの負担となります。実際議会開会中通ってくる私たちがいい例であります。時間の差はあれ、川内や大畑の職員も同様のことと思います。先ほど市長は、限られた間という形でのご答弁でありましたけれども、男女にかかわらず、一定期間内での交流を図るべきであります。特定の職員が長期間にわたり異動されることのないような人事配置をすべきであり、このことについて市長に改めてお尋ねいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 限られた数と申し上げましたのは、例えば異動で発令されて赴任していくところに縁のある人がいて、安く寝泊まりができるというような環境があれば、そういう方々は割合負担の少ない形で進めると思うのでありますが、転勤に伴う住宅費等の負担を公費で賄うということも考慮に入れますならば、そのような費用がかさまないようなこともまた判断材料の一つにしなければならぬということになります。異動によって特定の人間が長い間拘束されるということではなく、先ほども申し上げましたが、新採用の職員で3年、経験のある職員で5年をめぐりに人事異動を考えなければならないという思いは持っておりますので、そういう基本構想の中で個々具体的に検討を加えて、それぞれの職員にまたさまざまな負担をお願いしていくということになると思っております。

○議長（宮下順一郎） 27番。

○27番（佐々木隆徳） 最後になりますが、村史編さんにつきまして、前向きなご答弁いただきましたけれども、予算規模の少ない旧脇野沢村で、財政が厳しい小さな村が5,000万円以上の予算を使

いまして、ここまで頑張ってもらった、その点はぜひご理解いただきますようお願いいたします。

また、合併によりまして、現在もう既に脇野沢村という村の名がなくなったと、だからこそ歴史編としての村史は価値があるものと考えます。我々議員が、在任特例の期間内に日の目を見たい思いもありますので、前向きに検討していただきたいと思いますが、改めて市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） むつ市史というものがございます。これは、むつ市が発足して30周年記念に発行したいということで計画されていたものでありますが、実は刊行されましたのが40周年記念になってからであります。これは、人間関係に若干問題があったりなどしましたけれども、まだ若かった当時の杉山市長が先頭に立って引っ張ったのです。編さん委員の間ががちゃがちゃとしたものがあつたのを少し整理しました。整理をして、特別な感懐を持っている人には一たん休んでもらいました。そういうこともやっけてまいりましたので、脇野沢村史、特に歴史編の場合は、どのようなことに現在なっているのかも、ある意味ではもう少し突っ込んで把握しないと、それには前村長のご意向、ご意見も聞かなければならないこともあるかと思います。脇野沢村史編さん室のようなものをつくり、そこを中核として刊行の準備を着実に進めることが必要であろうと、そう思っております。筑波大学の教授も、資料の整理ができないというのはプロの学者としてはまだ少し何か投げやりな部分があるのではないかと、これは私の勝手な感想でありますから、間違っただけだと困りますけれども、そういう要素なしとしないのではないかと。村には、もう金がないのだからやめようかなんていう思いを持っていらっしや

るとすれば、それを改めてもらうことから始めなければならぬのかもしれない。佐々木隆徳議員のご発言のように、絶対これを一種の記念品、大事な記録として残していくための努力を傾けていきたいと考えます。

○議長（宮下順一郎） 27番。

○27番（佐々木隆徳） 本当に最後になります。

村史編さんにつきましては、在任特例期間内に、先ほども言いましたように、あと2年を切っております。その段階でぜひとも目の目を見るまで再三にわたり質問したいと思っておりますので、市長にはぜひともこのことにつきましては腹の中に置いておいてください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで、佐々木隆徳議員の質問を終わります。

1時50分まで暫時休憩いたします。

午後 1時39分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村中徹也議員

○議長（宮下順一郎） 次は、村中徹也議員の登壇を求めます。6番村中徹也議員。

（6番 村中徹也議員登壇）

○6番（村中徹也） 去る12月13日ご逝去されました毛馬内先輩議員に対しまして、哀悼の意を表したいと存じます。

それでは、質問に移ります。むつ市議会第186回定例会に当たり、通告順に従い一般質問を行います。

その1点目でございますが、原子力損害の賠償に関する法律、その損害賠償制度の120億円の措

置についてでございます。原子力の開発利用に当たっては、安全確保を図ることが大前提であります。がしかし、万が一の事故に備えるのも当然のこととして、昭和36年、原子力損害の賠償に関する法律及びそれに基づく各種制度が制定されました。その中の一つが万が一の事故の際に被害者に対し、賠償責任の履行を迅速かつ確実にするため、原子力事業者に対し、原子力損害賠償責任保険への強制加入及び同法に準ずる行為を義務づけている点であります。平成11年のジェー・シー・オー臨界事故を教訓として、被害者救済の観点から一部法改正がなされました。その一部とは、通常の熱出力1万キロワットを超える商業用原子炉の場合には600億円、プルトニウム及び濃縮度5%以上のウランを扱う加工業者及び運搬業者は120億円、そして知事合意を経て、今まさにむつ市関根地区に着工されようとしております中間貯蔵施設も120億円でございます。簡単に申します。先月11月21日に設立されましたリサイクル燃料貯蔵株式会社、通称RFS、難しく言うとりサイクラブル・フュール・ストレージ・カンパニーと言うそうであります。この会社が万が一の事故の場合に被害者となり得るであろう関根地区住民及びむつ市民及び周辺住民に対し、120億円を拠出できる準備をしておかなければならないということなのです。もちろんこの120億円の措置を講じた書類をつけなければ国の許可はおりないということになっております。

そこで、私は本年3月、合併直前の定例会において、この120億円の措置について、法で定める3通りを申し上げました。一つが民間損害保険会社に加入すること、二つが現金120億円もしくは額面120億円の有価証券を供託すること、三つ目は、その効力を証する書類があれば何でもよいということになっております。そこで、これを申し上げ、私は市長に対し、むつ市にプラスになり、

なおかつ東京電力、事業者にマイナスにならない方策を考えたいかがですかとご質問いたしました。そうしましたら市長は、「日本で初めての施設に日本で初めての対策は斬新で高く評価する」、そうは言うものの、「新しい会社が設立されてから、もしくは県の合意がおりてから」と私にご答弁をされました。そして、私は最後に前向きではないのですかとお尋ねをしたところ、「ご提言をいただきましたから検討しましょう」と答えております。

あれから約6カ月、自分なりに考えてみました。多分私が思うに、私のこの質問は、ここ十数年来のむつ市議会では最大規模の金額の提案型一般質問であり、もし仮に成功するならば、むつ市政において予想をはるかに超える貢献策となり得るばかりではなく、日本各地の原子力施設の立地地及び立地予定地、こういう自治体にもディープインパクトはもちろん、カルチャーショックさえ与えることは間違いございません。

そこで市長にお尋ねします。むつ市のトップリーダーとして日本初の試みでありますこの120億円の措置の方法について、最善策を検討する気はないかお尋ねをするものであります。

2点目の質問です。知事同意が終わり、今後は国の審査が行われると思います。その過程の中でさまざまな取り決めがなされるものと思います。その中であって私が心配というよりも最も期待をいたしておりますのが、万が一の事故の場合における被害者救済対策であります。ジェー・シー・オー臨界事故を思い出していただきたいと思えます。万全を期していたはずの被害者救済対策も、結局一部住民が訴訟へと持ち込んでおります。被害者がこのようなことにならないためにも安全に関する協定書、風評被害に関する協定書、PTSDに関する協定書を締結すべき、もしくはそれらすべてを網羅した安全協定書を作成すべきと考え

ますが、市長のお考えをお尋ねします。

次に、3点目の質問です。経済効果と地域振興策についてであります。最近の日本経済を私的に分析いたしますと、勝ち組、負け組の2極化がさらに顕著としてあらわれ、その影響が個人間、企業間、地域間の格差を広げております。政府によれば、景気回復は上向きの持続性が確認されたとして、本年8月に踊り場からの脱却宣言をしております。しかし、我がむつ下北はどうでしょうか。内閣府政府の発表とは裏腹に、依然として地獄絵図、地獄絵巻の様相を呈しているのではないのでしょうか。東京は、ミニバブルに沸き、高級品がばんばん売れる今のご時世、全く不公平きわまりないと思うのは私だけではないと思えます。

そこで私が市長にお聞きしたいのは、この中間貯蔵施設、この施設は本当にむつ下北の経済効果と地域振興に一役買ってくれるのでありましょうか。どこでどのような形で下北の低迷した景気経済に活を与えてくれるのでしょうか。

当初から言われておりますように、本施設における雇用はゼロであります。いわゆる雇用対策にはならないという本施設であります。ならば、どこで経済効果が目に見えた形で出てくるのでしょうか。私が考えるに、多分操業を基点として、前半と後半に分かれると思うのです。前半がいわゆる工事期間、後半が稼働期間であります。後半の稼働期間、これは何が望まれるかという、交流人口であります。何せ日本で初めての施設でございますから、各関係者、各自治体、さまざまな方が視察に来られるでしょう。来られるということは、そこでむつ市にお金を落としていただける、ということでもあります。問題は前半です。この工事期間、本施設は工事費用が約1,000億円、キャッシュ費用700億円、差し引いた300億円が工事費と言われております。今まさに我々むつ市の行政区域内、むつ市の土地に300億円が落とされようとし

ている。

しかし、市長、本工事、約300億円、本当に地元の業者に発注されるのでしょうか。町中を歩いてみますと、発注されるのは当然のことと信じ込み、バラ色のあしたを信じている市民や関係者がたくさんおるのです。例えば300億円のうちの1%の3億円、3億円発注したから地元発注の約束を果たしましたよと事業者に言われたら後の祭りでございます。単刀直入にお伺いいたします。本工事は、むつ下北の業者は元請か下請か、この構図、そして地元業者には何百億円の工事が来るのでしょうか、お聞かせ願いたいと存じます。

次に、地域振興策でございます。端的にお伺いします。交付金で入ってくるお金でインフラ整備をすれば、間接的な地域振興です。ならば直接的、いわゆる関根地区に何か地域振興策がおりないのかお尋ねします。

大きな2番目、漁港整備についてです。むつ市内において最大の規模、最大の漁船隻数、漁獲高を有します大畑漁港の整備について。修理用船揚場を建設していただきたいというお願いです。驚いたことに、理由はどうあれ、この十数年使用されない状態が続いております。漁業者の一部は、自前のユニックで不安定な形で陸揚げをしたり、業者のクレーン会社に頼んだり、その大半ははるばる八戸港、函館港へ行って修理をするという現状でございます。この船揚場の建設につきましては、大畑町漁業協同組合組合長田高利美市議会議員初め多くの市議会議員、そして漁業関係者、とりわけ大畑小型イカ釣り協議会等々が数年にわたり要望活動を繰り返しております。私の調査によりますと、平成14年度から平成23年度まで10カ年計画で大畑漁港の整備がされております。しかし、一向に船揚場は着工されておりません。そこで、市長をお願いいたします。この長期整備計画のローリングもしくはアップデートの際に規模を

20トンか30トンクラスにさせていただいて、時期も前倒しすることはできないかお尋ねをするものであります。

大きい3点目です。さきに行われましたむつ市長選挙においての市長発言について、その真意をお尋ねしたいと存じます。その前に、市長選6期連続当選並びに市議会議員、県議会議員時代から12回連続当選まことにおめでとうございます。心より敬意を表したい。さぞ一度も負けたことのない政治家というのは、高慢になるだろうと自分なりに思っておりました。でも、うちの市長はそうでないみたいであります。今回の市長選挙、私もあなたを一生懸命応援させていただいたのでありますが、何せあなた以外の候補者は市政トップとしての資質を疑問視されたかどうかは定かではありません。しかし、いま一つ盛り上がらない市民も少なくなかったのではないのでしょうか。

それにいたしましても、本年3月14日、合併した際には編入合併であります。自然として杉山市長、あなたがスライド市長でございます。私は、一般質問等で、スライド市長ではプライドが許さないのではありませんかと、やっぱり政治家は選挙をやって初代市長として認めていただきたいのではありませんかと新設合併とともに市長選出馬の是非をお尋ねした経緯がございます。ともあれ親子2代、いわば初代市長、そして中間貯蔵施設の大成功、やることなすこと順風満帆というか、飛ぶ鳥を落とす勢いというか、まさしく心境はベートーベンの第九「歓喜の歌」でありましょう。

さて、本題に入ります。今回の市長選挙では、一部報道も含めまして、次のような発言をされたように記憶をいたしております。「今回の選挙が最後のご奉公になるだろう」、また「後継者の成長を期待しながら見守りたい」、さらには「後継者と目される人は勉強してほしい」、これらの発言は、事務所開き、街頭演説、当選のあいさつ等

々で聞いておりますので、いわば知らない方はおらないと思います。ところが、当選後初の定例記者会見では、「力のある人が戦いを挑み、私を打ち負かすことが行政のリーダーとしての資格がある」と言っておるようであります。このいわば強と弱、いわば肯定と否定、裏と表、理想と現実、相反する発言はどのような心境から出たもので、その真意はどこにあるのでしょうか。私が想像するに、前段の発言、いわゆる最後のご奉公発言は、ご自分の多選、高齢、気力、体力、そして後援会の組織等々を考えた場合に、やっぱり今回でやめようかなと思ったのではないか、いや、決心したのではないか。そして後段のいわゆる私を負かせてみるという発言は、よく考えてみたら、それほど強敵も立候補しなかったし、今後もしそうになり、案外に楽勝したから、あと1期や2期はやろうかなと、これもまた一瞬思ったのが事実ではありませんか。問題は、この後です。いいですか、皆さん。この一連の発言が、市長、あなたご自身の揺れ動く心をもし映しているとするならば、行政のトップリーダーとしてあってはならないぶれが生じているのではないですか。ぶれが生じたらおやめなさい。今回の一連の相反する発言、その真意をお聞かせ願いたいと存じます。

以上、初回の質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 村中議員のご質問にお答えいたします。

リサイクル燃料備蓄センターについてのご質問の1点目は、原子力損害賠償法に係る120億円の措置についてであります。これにつきましては、本年2月のむつ市議会第183回定例会でもご質問をいただき、私からは保険契約及び補償契約以外の方法が事業者と地元の自治体の双方に利益をもたらすものであれば検討に値するものであり、慎

重に対応していくとお答えしております。

去る11月21日に設立されました「リサイクル燃料貯蔵株式会社」においては、この件について保険契約及び補償契約による方法で対処したいという方向で検討を進めるようになるのではないかとのことではありますが、現段階では具体的な検討に入っていないとのことですので、市としてもメリット、デメリット等について整理をしておき、事業者が具体的な検討に入った段階でご相談させていただきたいと考えております。

次に、万が一の事故に備えて安全協定、風評被害に関する協定、PTSD、いわゆる「心的外傷後ストレス障害」に関する協定の締結、あるいはそれらを包括した安全協定を締結すべきと考えるが、市長はどのように考えるかのご質問であります。施設周辺地域の住民の安全の確保と環境の保全を図るための安全協定は、中間貯蔵施設が操業を開始する前までに締結することとなります。具体的な協定の中身については、県及び事業者との協議を必要とするものであります。

風評被害に関する協定であります。中間貯蔵施設については現段階で具体的にどのような内容になるかは明確ではありませんが、平成16年2月に締結された東通原子力発電所に係る安全協定においては、風評被害に係る措置についても触れられております。ここでは、発電所の運転保守等に起因する風評によって経済的損失を与えたときは、事業者が誠意を持って補償等万全の措置を講ずるものとし、当事者間で解決を図ることとしております。また、当事者間で解決できない場合において、県は当事者から紛争処理の申し出があり、必要と認めるときは「東通原子力発電所風評被害認定委員会」を設置のうえ、公平かつ適正な措置を決定することとしております。

中間貯蔵施設については、私は原子力施設の中では最も安全性が高いと考えており、風評被害が

発生するようなトラブル等は発生しないと認識しておりますが、万が一の場合を考えれば、風評被害についても包含して、安全協定を結ぶべきではないかと考えております。

なお、PTSDに係る部分についてであります。どのような衝撃的出来事の原因となり得るかは、同じような出来事に遭遇したとしても、発症する人とそうでない人がおります。性格的傾向などさまざまな要因が発症に影響することがあるため、具体的な原因を特定することができないなど、難しい問題を多く含んでいるものと認識しております。したがって、慎重な検討を要するものでありますので、現段階で明確にお答えすることができませんが、ただいまいただいたご意見は、安全協定を具体的に検討するうえで参考とさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、安全協定については今後必要な時期に県及び事業者と協議、調整を図りながら対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、中間貯蔵施設建設工事における地元業者発注額はどのくらいの見通しなのか、また地元の関根地区への地域振興策はどのようなものを検討しているかというご質問であります。事業者によると、施設の建設費は総額で約1,000億円、そのうち建物の建設費は200億円ないし300億円とのことですが、地元業者への発注額については、現在事業許可申請へ向けた詳細調査を始めたばかりであり、施設の建設費については設計終了後でなければ額を確定できないため、現段階では具体的な額については示すことができないということでもあります。

また、地元業者が元請になるのか、下請になるのかなど、発注形式等によっても異なってくるものと思われませんが、地域経済の活性化のためにできるだけ多くのお金が地元へ還元されるよう事業

者へ要請してまいりたいと考えております。

また、関根地区への地域振興策については、これまで地元の漁業関係、酪農関係の各団体等から要望が寄せられております。今後施設の建設等が始まれば、我が国初の原子力発電所敷地外での使用済燃料を貯蔵する施設ということで、県内外からの行政視察等も多くなると考えられ、地元対策については特に力を入れていかなければならないと考えております。

具体的には、水川目地区の畜産振興事業について現在検討させている段階であるとともに、関根漁港については国の水産物供給基盤整備事業による漁港漁場整備のため、既に事業採択に必要な調査等に着手しており、調査完了後は速やかに事業申請する予定となっておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、漁港整備についてお答えいたします。大畑漁港内における修理用船揚場建設についてのご質問であります。現在漁港内にあります船揚場施設は、昭和57年度に基礎部分を県が整備後、巻き上げ施設等を大畑町柔魚釣漁業協同組合が整備し、昭和58年度より同組合が船体補修業務等を営んでいたものであり、200トン級の漁船まで利用可能な施設でありましたが、平成8年度をもって業務を停止し、現在利用できない状況となっております。過日大畑町漁業協同組合長から漁港内に船揚場施設がないため、所属する漁船約320隻のうち5トン級以上の漁船100隻余りが船揚場施設のある近隣の漁港や大型船については八戸や函館など遠方の漁港に回航し、整備しなければならず、組合員が時間的にも経済的にも不便を余儀なくされており、早急に船揚場を整備してほしいとの要望を承ったところであります。

県が策定しております現行の大畑漁港整備計画には、船揚場の整備が盛り込まれているものの、具体的内容や整備時期等が明確に記載されておま

せん。現在平成19年度以降における新たな整備計画を策定中でありますので、市といたしましても船揚場施設の整備について、事業実施主体となります大畑町漁業協同組合とも調整を図り、整備計画が早い時期に着手できるよう漁港管理者であります県に対し、要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、さきに行われました市長選挙では、ただいま村中議員から、ご支持、ご支援をいただいたからお礼をしるという助役の指示でございますが、街頭演説の司会をしていただいたり、その前には母親の通夜、葬式でも司会をしていただいたという関係でございますので、これは余計な話でございますが、そういう気持ちで私は村中議員に向かっているつもりでございます。

さて、この選挙後の定例記者会見での私の発言に対するお尋ねであります。私の初めてのむつ市長選挙への出馬は、昭和60年10月であります。当時の現職市長に対峙しながら運よく当選を果たすことができ、以後このたびの選挙まで、5期連続20年にわたって市長職を担ってまいりました。ある政治学者がその著書で、「政治家とは、その知識と洞察力で自分が生きている社会の欲求を感じ取り、社会が到達すべき目標に導く最善の手段を探る方法を知っている人」と述べておりますが、私の所信も市民、地域住民の求めているものを感じ取り、地域が到達するべき目標に向け、多くの市民の声に耳を傾けることで市政のかじ取り役に徹することだと肝に銘じ、これまで市政運営に臨んでまいりましたし、その気持ちは現在もいささかも違うものではありません。

これまでの市長職20年は、バブル崩壊に始まったの我が国の激変の時代、地方行政が霞が関の横並び規格から離れ、自ら考え、自ら行う地域づくりを求められた時代で、今日の小泉政権の「改革なくして成長なし」とする理念に収れんされるよ

うな流れを歩んできたのだろうかとの思いもいたしております。そこで、このたびの6選への起意の思いが、さきの選挙戦におきましては私の支持者、支持団体の一部から、今限りかとの声も発せられたようで、それが巷間、杉山は最後のご奉公となると流布されたように受けとめております。このたびは、現在のむつ市が抱えている諸問題を処理でき、合併後の市政運営を円滑に推進するためには、私が一番適任ではなかろうかという強い意思のもと出馬宣言に至ったものであります。選挙に対する私の信念は、やはり対峙し、戦い、勝ち取るものだろうと思っております。比較論に立ち、世論の動向を見きわめ、時代の潮流を的確に判断する、かなえの軽重も問われるものと思えます。

選挙後の発言については、それぞれニュアンスの違いはございますけれども、やはり自らの年齢に対する、あるいは体力的なものに対する心の揺れは間違いなくあります。しかし、政治というのは禅譲するものではないだろうと考えます。私が禅譲したからといって、勝利を保証するというものでは決してないわけありますから、そういう意味では選挙はあくまでも対峙し、戦い、勝ち取っていくものであるという思いも十分にあります。その部分を強調して書かれた記事もでございます。当選直後のごあいさつでは、それに反するように受け取られる表現もあったのは事実であります。どちらも本心であります。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） まず、120億円の方から再質問します。

答弁ですと、先月の21日に設立された会社から、事業者は保険契約を進める対処をするみたいだという返事をいただいたという話ですが、むつ市が本社ですから、むつ市の会社からいただいたということですか。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） そうしますと、私が質問通告してからですか。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 通告のかなり前かと思えます。日にちはちょっとわかりませんが、公式な文書等でいただいたわけでございます。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） 公式な文書というと、今のお話ですと、11月21日にR F Sができています。その前にいただいたということは、東京電力という会社からいただいたということですか。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

まだ会社ができる前の親会社の状態でかなり接触をしております。今後の方針、どういう方針でいくのかなということでの事務的な折衝はしておりましたから、そういう方針でいきたいというのは大分前から伺っておりました。新しい会社になってから正式な確認という形ではまだ自信を持って言える段階ではございません。でも、そういう方向に行くというような感じは持っております。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） その東京電力のいわゆる民間損保に加入するであろう、そういう対処になるだろうという公式文書とおっしゃいましたが、それに対して返答されたのですか、むつ市は。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 公式文書はございません。

それは、これからの段階でございますけれども、公式文書はございません。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） 普通文書で来たのですね。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 文書ではございません。口頭で事務的な話し合いでの段階でございます。文書ではいただいております。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） それに対して、こちらからアクションといたしましょうか、ご返事は戻したのですか。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 返事は戻しておりません。これは、まだそのままの状態、進展を見守っているというような状況でございます。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） 市長、私が本年3月に質問したときに、まだ早いだらうということをおっしゃっていましたが、今国の審査のためにR F Sが書類準備をしておる段階です。想像ですが、来年の今ごろもしくは再来年の3月ごろ国の許可がおりると思われます。その今国に出す書類の中にこの120億円を措置した書類を添付しなければいけないのです。時期がまさに今しかないのです。どの方法がむつ市にとってプラスですか、市長。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 村中議員がおっしゃっておられる有価証券による担保という方式であります。昨日の質問にもありましたように、民間会社だから倒産する可能性もあるではないかという会社の有価証券でよろしいでしょうか。ただし、それは法律で一番先に書いてあるところで行うという考え方が社会通念としては妥当な線であろうと思います。それを超えるものであるとすれば、それは今のような企画部長とのやりとりではなく、新しい会社を通じ、親会社である2社に対し、むつ市に利益をもたらす方法でご協力いただけないかという相談はしなければならないでしょう。し

かし、まだその段階に入っていないような感触でありますから、早急にこちらから持ち出しをしなければならぬと考えております。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） 法律に3通りあるから、その一番上のをやるのが普通だろうと、こうおっしゃいますが、違うのです。この法律はだれも知らなかったのです。みんな民間の保険会社に掛け捨てで入るだろうというぐらいは知っているのです。東通原子力発電所の賠償措置額は600億円です。私の試算では、約3億少しの掛け捨て保険なのです。今回の中間貯蔵施設、120億円、これも春に言っています私。約8,000万円の掛け捨て保険なのです。確かに60年間の保険ですから、40億円が幾らでもし事故があった場合に120億円おりののです。40億円でいいのです。これ今まで法律の一番上で、2番目、3番目を要求した人はいないのです。だからここで検討して、できるのですよ市長。検討して先方の、東京電力もそうですし、R F Sもそうです。損をしないでむつ市もプラスになるという方法があるでしょう。いかがですか、市長。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ただ、有価証券の供託というのは、所有者の名前を変更しないで供託するわけです。ですから、所有者の方に果実は行くわけです。その果実をむつ市に回してくれというためには所有権を移さなければならぬ。そういう細かい問題もありますから、これについての相談は、あだやおろそかなものではないと申し上げておかざるを得ないと思います。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） 振替法を少し言いますが、法学部の市長にはかなわないと思います。むつ市は起債制限比率の問題で市債は発行できませんね。でも、総務省に問い合わせたらこういうことなの

です。特別に超長期債というのがありまして、むつ市の市債です、どこかの会社の有価証券ではないですから。東京電力もしくはR F Sに買っていたのです。むつ市が市債を発行するのです。120億円という、これは余り現実にそぐわない可能性もありますから、60億円で20億円で買っていたのです。総務省の方では、発行できるそうであります。買い受けする企業が当該地方債の総額を引き受けることを条件、資金力がその会社にあるか、信用度があるか、もちろん60年入りますから、供託されますから、長期保有できる財力のある会社か、これさえまとまれば発行できるそうです。市債です。市長はちょっとさっき違う意味で言っていたと思うのです。市債の件、どうですか、これ。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 市債は、期限つきで発行したとしても、一定の時期に償還しなければなりません。これは、つまりは一時的に使えるとしても、その新たな財源を用意してかからなければならぬという問題が生じてまいります。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） それでは、これはどうですか。東京電力も日本経済界、中央では太いつながりがあって、某損保会社の株を持っているそうですから、当然そちらに顔も立てなければいけない。ですから、そちらに60億円入って、今市債が市長の言うとおりであれば、あと60億円を市中の銀行に預けてもいいです。市中の銀行に預けて供託してもいいということになっているのです。とにかく全部を120億円の保険に入ってもらっては困るのです。いかがですか、市長。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 次々と新しいアイデアでご質問なされますので、お答えする方も少しずつピンとがずれてきているようです。後でゆっくりご相

談を申し上げ、その案を持って新しい会社と相談をしたいと思っておりますので、アイデアをお示しいただければありがたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） では、本件のこの120億円に関しては、事業者側に立たないで市政、市民側に立つ、こう理解してよろしいですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 極めて当然のことです。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） では、この120億円、とにかく全部損害保険に入られては困るのです。やり方が何通りもございます。私の知恵はかしません。どうぞ、市役所のスタッフだとか、いいスタッフがたくさんおられます。研究して、とにかく国の申請ですから、これだけ厚い書類の中にその120億円措置した用紙が入っていなければ認めてもらえないのですから。これだけは覚えておいていただきたい。

もう一つ、事業者が具体的な検討に入った段階で相談させていただくという答弁でありましたが、いつその具体的な検討に入るのか。来てもいいと向こうは言っているのでありましょか。この2点。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） これは、土俵を我々が用意をするわけでありまして。一緒に仕事をしようということでこういう状態をつくり出したわけですから、我々の要請も受けてもらえるものと考えております。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） 工事費用の300億円に移ります。

なければならないで悩みの種、なければならないということは、県知事の合意が延びましたから、本当にやるのか悩みの種で、今度合意したら工事が来る

のかと悩みの種。完成したら、また悩みの種はふえるでしょう。悩んでいるうちに人間は成長するからいいのですが。

さて、約300億円、これから土地代とかさまざまな経費を引いて約250億円になるということは大体わかると思っています。この工事、R F Sは民間会社です。出資者が東京電力と日本原子力発電。この約250億円の工事は、入札を必要とするのでしょうか、市長。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 当然のように入札を必要とすることではないと思っております。つまり民間会社が発注する事業でありますから。ただ、株主利益というものを考えますと、株主に対して公正さを保って工事を施工するという事を考えれば、入札によることも考えられます。と申しますのは、この施設はそんなに難しい技術を要するものではありません。極めて大がかりな家屋をつくるわけありますから、随契をやることによって株主に異論を差し挟まれるということさえ避ければよろしいのではないかと思います。もちろん新しくできる会社は、東京電力と日本原子力発電の全額出資会社になるということですから、不特定多数の株主が生ずることはないと考えられます。ただし、直接的な投資家になる東京電力と日本原子力発電の株主総会に耐えられるかどうかという点は慎重に考えることになるでしょう。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） 当然です。民間ですから、私もないと思って質問しました。大きい会社ですから、社内入札やるかもわからない。社内入札というのは、大抵やらせないのです。もう決まるところにやらせるために、プロセスを得るためにやるみたいなので。ですから、市長の言うとおり、この工事は難しくないです。私この間、構造計算、設計、キャスクを置いているところがあ

りますよね。「あれだけでも見せてくれないか」と、「見せられない」と見ていません。聞きましたら、簡単なそうです。コンクリートの中の何か質を変えて厚くして、よくわかりませんよ、あと鉄筋が35から65になるとか、この程度のものだから、地元の業者でもやれると言っているのです。ですから、やっぱり当市も強い働きかけをして、大手ゼネコンが入れないような仕組みをぜひつくっていただきたいのですが、市長、いかがですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 難しい交渉が必要になると思っています。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） 市長もご存じですけども、公共工事もそうです、大きい工事でもそうなのですが、ゼネコンが入ってきて、むつ下北の業者がもうかったためしはないです。感覚の問題ですが、単価が合わないということで半分以上は断っています。今一生懸命やっている、名前は言えませんが、とある業者だって、給水設備が単価が合わないということで市内の業者はしていないです。だから、こういうことになってしまうのです。これ幾ら公共工事だろうが何の工事だろうが、市長が一言言ったって従ってくれないです。ですから、今回も努力するとは言っていますが、具体的にただ地元元請、地元を落とせというだけではだめなのです。具体的な方法はありますか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 東京電力から逆提案があります。少なくとも40%程度は地元の業者に直接発注できるようにしたいという、そういうお話はございます。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） 向こうからの打診で直接40%は元請にしたいと。そこで市のトップリーダーだったらもう一声、60%ぐらいにするべきだと思

いますが、いかがですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） それは、折衝次第であります。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） 本施設についてのあなたの貢献といいたいでしょうか、名前といいたいでしょうか、影といいたいでしょうか、絶大なのです。あなたしかできないのです、これは。もうちょっと、ラジオを聞いていますからね、あなたの選挙を応援した人が。もう一言。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） タフネゴシエーターとして頑張ります。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） むつ下北の景気はさんざんなのです。感じない方もおられるかと思うのですが、キーワードは倒産でしょう。不渡り手形、多重債務、自己破産、何ですかあと、保証債務、失業、自殺、目を覆うばかりなのです。むつ市の商工会議所の関係者及び建設業界もそうですし、商売やっている方が、何とか中間貯蔵施設の工事が来るまでは頑張ってきたが、やっていけないと倒産しているのが現実でしょう。先ほども申しましたように、東京ではミニバブルで6,000万円のマンションを億にしたら売れたそうです。1,000万円、1億円の福袋、予約ですから、銀座三越で。むつ市はどうです、あなた。福袋売る前に店舗がなくなってしまうではないですか。ですから、40%、60%と言わずにもう一声。だめなんです、市長、市内の業者がこれだけ頼りにして、大畑だってそうです、川内だって。よく土建選挙って、市長、あなたばかりにされたものでしょう。あなたの言いぐさ決まっているではないですか。土建業界で占める人口の割合が40%いるそうです。奥さんでしょう、子供でしょう、それで御飯食べて、入れれば40%いるそうです。この中間貯蔵施設というの

は、そういう業界でなくても、違うところでも回  
るのです。期待している人のためにもう一言。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 難しい交渉になるということ  
ですから、ここで明言をすることは避けたいと思  
います。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） 大畑漁港の問題ですが、修理  
が八戸港とか函館港に行くということは、例えば  
高額な修理、オーバーホールだとかプロペラシャ  
フト、100万円、200万円の工事が結局向こうの修  
理屋さんに入ってしまうのです。だから、踏んだ  
りけったりなのです、地元は、船を揚げないため  
に。ですから、これを何とか早目につくっていた  
だきたいと、そういうことです。

市長発言の真意についてであります、言った  
か言わないか、そういうささいなことはどうでも  
いいのですが、心の揺れがあったということは認  
めましたね。認めた理由を、心の揺れをちょっと。  
やっぱり選挙でやめようと思ったのは事実なの  
ですね。選挙が終わって勝ったものだから、いつも  
やっつけられている記者がいたものだから、ああ  
いう発言になったのですね。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） いや、はっきり言って、体力  
的にはかなり難しいのではないかと。在職中に病  
で倒れるようなことは避けなければならないだろ  
うし、もう一期やるとなれば、その可能性が大分  
高くなるだろうという考え方はあります。ですか  
ら、6期というと、国内で7番目か8番目の古手  
なのです。もういいではないのかという気持ちも  
ないとは言いません。しかし、中間貯蔵という問  
題、あるいは合併を本当の意味で完成させるとい  
うことから考えれば、やりたいという気持ちはな  
くはしていません。しかし、物理的に、もつかも  
たないかは自信がないという、一生懸命私を支援

してくれた毛馬内議員があのような形になること  
などを考えますと、特に昨年からことしにかけて  
たくさんの力強く支持してくれた方々が次々に世  
を去りまして、そんなことも微妙に影を落として  
いることは間違いありません。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） もつかもたないか、頼りない  
ですね。だめです、そういうことは。よくたって  
悪くたって、中間貯蔵施設持ってきたの、市長、  
あなたでしょう。せめてキャスク1基くらい運び  
込まれるまでいてもらわなければ。いい悪いは別  
にして、これだけ議論させたわけでしょう。すご  
いインパクトやったわけでしょう。キャスクはい  
つ運ばれますか。次の選挙後の1年後ではないで  
すか。

あと一つ、財政再建だって、2011年には黒字に  
なると言っているでしょう。本当かうそなのかわ  
からない。それさえ見るべきだと思います。いか  
がですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 激励を受けましたので、頑張  
りましょう。

○議長（宮下順一郎） 6番。

○6番（村中徹也） 最後の質問です。

禅譲するものではない、要するにそれは当然で  
す、選挙やっていれば我々も、言われればなるほ  
ど。では、最後の質問ですから、3分時間を与え  
ますから、後継者はいないということでもいいで  
すね。意中には、後継者はいないということによ  
ろしいですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 複数の後継者を考えながら、  
おります。

○議長（宮下順一郎） これで、村中徹也議員の質  
問を終わります。

## 散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。12月19日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、12月19日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月17日、18日は休日のため休会とし、12月20日は斉藤孝昭議員、半田義秋議員、濱田栄子議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時49分 散会

